

まえがき

著者	沢田 ゆかり
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
シリーズタイトル	研究双書
シリーズ番号	480
雑誌名	植民地香港の構造変化
ページ	iii-vii
発行年	1997
出版者	アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00012722

まえがき

香港の中国返還は、すでに秒読み段階に入った。中華人民共和国は、1997年7月1日をもって、香港における主権を回復する。100年に及ぶイギリスの植民地支配がいまさに終わりを告げようとしている。

香港返還は中国にとって多様な意味をもっていた。第1にアヘン戦争の精算という歴史的な意義、第2に台湾統一への布石、第3に中国の対外開放の支援という役割である。一方イギリスにとって、香港返還はアジア外交の課題の解決を意味した。したがって返還交渉に決着がついた1984年以降、イギリスの香港政策の至上命題は、いかに平和裡に名誉ある撤退を成功させるか、にあった。

しかし肝心の香港自身にとって、返還がどのような意味をもつのか、は必ずしも明らかではない。このことは過去12年にわたる「返還への移行期」において、当の香港市民の対応が一様ではなかったことからもうかがえる。海外移民を選択した者、中国市場の開拓に賭ける者、政治活動に身を投じた者、とそれぞれ異なる返還の展望を抱いて、人生の再設計に乗り出したのである。

アジア経済研究所では、香港に視点をおいて返還にいたるまでの変遷を明らかにするため、1995年3月から96年3月にかけて「香港における安定と成長のメカニズム」と題する研究会を開催した。この研究会のねらいは、イギリス植民地下における香港の政治、経済、社会の特質を抽出することにあった。これまでの植民地統治の変遷を分析することによって、97年以降の変化の起点を確認しようと考えたからである。

本書の構成は、以下のとおりである。

第1章の中居論文は、返還の出発点となった中英交渉を、1970年代末の水下面下の接触から振り返り、返還交渉が中英両国の国内情勢を色濃く反映していたこと、その過程には香港住民という要素は欠落していたこと、このことが移行期における民主化を喚起し、中英交渉の第2ラウンドにつながったこと、を明らかにしている。

第2章の中生論文は、イギリス植民地統治の特徴として、現地慣習法の維持を取り上げた。そして香港の経済発展とともに、現地慣習法が無力化したこと、これをイギリスのコモンローの判例主義を導入することで、乗り越えてきた過程を描き出した。また返還後は中国大陸の社会主義法体系のなかで判例主義との葛藤が起きる可能性を示唆している。

第3章の谷垣論文は、返還後の政治の鍵を握る政党の誕生を分析している。「政治的アパシー」の支配する香港で政党が発展した要因としては、香港住民の返還への不安、イギリス主導の脱植民地化への試行、中国の香港政治に対する許容、を挙げている。

第4章の大橋英夫論文は、イギリス統治下の香港政庁の役割を、公共政策から検討している。その結果、「自由放任政策」を標榜しながら、政庁は均衡財政と資本自由化および実質上の累進課税を通じて、安定的な経済成長に間接的に貢献してきた、と主張する。そのうえで、香港の自動調整メカニズムを高く評価している。

第5章の渡辺論文は、政府の産業政策の存在しない香港において、信用の低い中小企業がどのように資本を調達し、成長を遂げたかを検討している。結論としては、自己資金の依存度が高かったことを指摘し、その理由として域内の貯蓄が潤沢であったこと、また銀行ローン自体のリスクが高かったことを挙げている。

第6章の大橋健一論文では、中国人社会である香港において、「香港人」の存在が意識されるようになった背景を、新中間層の出現に求めている。これによれば「香港人」意識の主因は戦後の高度経済成長によって、中国大陸

との対照性が明確化したことにある。しかし「香港人」意識は中国人意識を排除するものではなく、政治意識というより日常の生活スタイルに関する意識であり、移民先でも中国大陸でも獲得できると結論づけている。

第7章の沢田論文は、香港の社会福祉の変化をたどっている。そのなかで、第2次世界大戦直後までは政庁ではなく、民間団体の慈善事業が主役であったこと、1970年代に政庁が社会福祉の強化を進めたこと、さらに80年代末からは高齢化社会に直面するなか、国民年金の論議まで発生したことを論述し、その要因を分析している。

以上の各論文を総括すると、返還までの香港統治の変遷として、次のような流れが浮かび上がる。すなわち植民地であるがゆえに香港には、戦後に他のアジア途上国で見られた国民国家の建設という目標が欠落しており、政府は問題解決に際しては特定の理念に向けての変革よりも「レッセ・フェール」の名の下で最小限の調整を繰り返すことに専念した。この方針は第2次世界大戦後の高度経済成長に有効であったが、これにより社会経済構造が大きく変化したことから、1960年代から70年代にかけて従来型の調整に疑問が投げかけられた。この統治方針に対する変革の要請は、「自由放任」から「積極的な不介入」へと漸進的な改良に結びつく。さらに移行期には返還の決定とともに時間的制限が生じ、返還に備えた制度上の修正と相まって、この変革の速度が加速してきた。

編者の見解では、返還という時間的制約が消滅すれば、制度変革の加速要因は減少することになる。しかし前述したように、すでに制度変革の必要性は返還とは別個に存在していた。したがって返還以降、香港行政特別区はイギリス植民地統治の継承ではなく、これに対する制度変革の要請を考慮する必要があるだろう。

最後に各論文の背景理解のため、1984年以降の移行期に発生した主要な変化を概観しよう。

まず政治面では中英の対立と民主化の進展が注目を集めた。中国と香港の経済的な相互依存関係の強化は、中英両国にとって安定要素となった。パッテン総督の政治・社会改革をめぐり、中英関係は悪化していったが、香港は平静を保った。これは良好な経済関係のたまものであった。

中英間の関係悪化の原因は、香港域内の安定化のための政策をめぐって発生した。1989年の天安門事件により、香港社会は大きく動揺した。海外移民が急増し、不動産と株式市場は暴落した。このような事態を鎮静化するために、香港政府は、①大規模なインフラ整備プロジェクト、および②政治の民主化促進という二つの政策を打ち出した。当初、中国政府はこうしたイギリスの香港社会に対する安定化の試みを賞賛していた。

ところがパッテン総督の選挙改革は、ほどなく中国から激しい非難を浴びることになる。その理由は中国と事前協議なく、新たな職能団体別選挙の有権者数を15万人余から260万人へと大幅に増やしたことにあった。これにより職能団体別選挙枠は直接選挙に近い性格をもつようになったのである。この結果、1995年9月の立法評議会の選挙は、民主党が圧勝した。立法評議会60議席のうち、民主党をはじめとする民主派が31議席を獲得した。しかも民主派は直接選挙で圧倒的な強さを見せた。直接選挙の20議席のうち17議席が民主派のものとなった。一方親中派は組織投票の容易な間接選挙において健闘した。最も低迷したのは、財界人の多い自由党をはじめとする保守派であった。

しかし中国は事前協議なしの選挙変更にも異議を唱え、返還と同時に現在の立法評議会を解散することを宣言した。これにより1996年末には中国が選出した臨時立法委員会が成立したが、ここには財界人が多数参加している。また96年11月には財界人の董建華が初代の行政長官に選出された。

一方経済面では、中国との相互依存が急速に進行した。香港の貿易は北米からアジア中心の構造に変化している。しかもそのなかで中国は輸出入ともに、最大の相手国となった。

投資に関しても、香港と中国は相互に首位を誇っている。中国における外

国直接投資に占める香港の割合は1993年までは一貫して7割に達しており、95年現在でも実行ベースで5割以上を占めている。一方自由貿易港の香港には外国投資に関する公式統計は存在しないが、香港貿易発展局の発表によれば、95年末までに中国系企業約2000社が香港への進出を果たし、中国の香港に対する直接投資は95年までの累計で250億米ドルに達している⁽¹⁾。これにつれて海外からの香港への来訪者も、中国と台湾が日本を上回って最大になった。

韓国や台湾は、製造業の高付加価値化と低廉な労働力目的の海外投資を平行して進め、域内において自動車やパソコンといった技術集約型産業の育成に成功した。これに対して香港企業は、中国に生産基地を移転し、これを統括するセンターを香港に残した。すなわち香港は高度成長を続ける中国との経済関係を強めることで、工業基地から国際貿易センターの機能を高めた。この結果、香港はすでに中国大陸抜きには現在の経済構造を維持できないまでになっている。

本書に収録された原稿は、すべて1996年3月末に執筆者から提出された。その後、編集作業と若干の修正を行ったが、編者の不手際で刊行が現在まで遅れた。無理な修正要求に応じたくださった執筆者各位と、辛抱強く発刊を進めてくださったアジア経済研究所広報部およびアジア経済出版会の皆さんに、心より感謝の意を表したい。

注(1) とりわけ不動産市場では、1993年までに中国は150億米ドルを投入している。そのうち10%が中国政府、20~30%が中国系企業、60~70%が個人によるものとみられる。香港政庁インターネット情報 (<http://www.info.gov.hk/hkbi/3/stop3-1.htm>および<http://www.info.gov.hk/info/china1.htm>)